

令和4年4月1日  
関東森林管理局

事業者の皆様へ

令和4年4月1日から適用する「造林事業請負予定価格積算要領の制定について」に係る取扱いについて

今般、「造林事業請負予定価格積算要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知）が改正され、令和4年4月1日以降から適用することとなりました。

この改正に伴い、下記の取扱いを行うこととしておりますのでお知らせいたします。

なお、新積算基準については、以下のリンク先（林野庁HP）において閲覧が可能なほか、当局関係各課（お問い合わせ先参照）において縦覧することができます。

林野庁HP：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/attach/pdf/nyusatu-5.pdf>

## 記

### 1. 措置の内容

事業等の発注者又は受注者は、造林事業請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができます。

変更後の請負代金額等

= 新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）× 当初契約の落札率

### 2. 措置の対象となる工事等

令和4年3月31日以前に公告を開始し、入札書の受付開始日が令和4年4月1日以降の事業等。

お問い合わせ

関東森林管理局

総務企画部経理課	契約適正化専門官	TEL:027-210-1149
森林整備部森林整備課	課長補佐	TEL:027-210-1184
森林整備部資源活用課	課長補佐	TEL:027-210-1186
計画保全部保全課	課長補佐	TEL:027-210-1178